

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第60回）

発明の主要部品供給者の侵害責任 ～異なる主体が部品を供給した場合の侵害責任～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

特許発明の技術的範囲に属する被訴侵害製品を特許権者の許可なく使用した場合、特許権侵害が成立する。

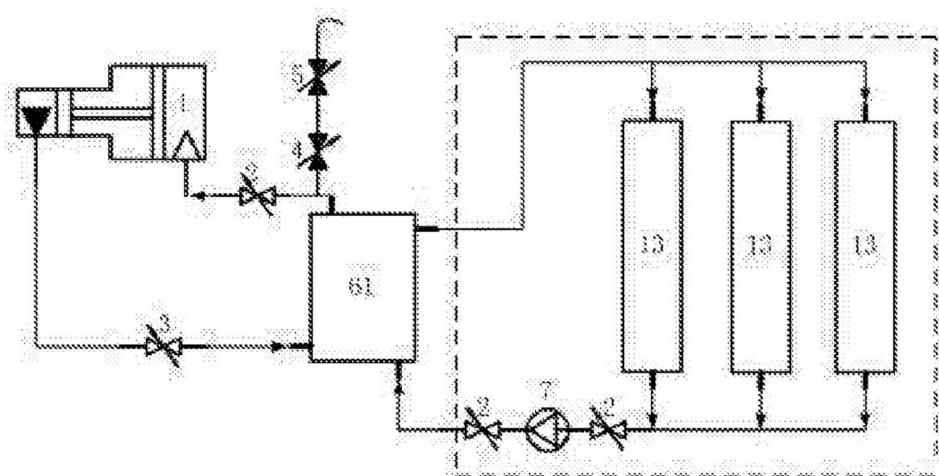
本事件では被訴侵害製品を構成する部品が複数の異なる当事者から提供されており、主要部品とその他の部品群とを組み合わせて被訴侵害製品の使用者の拠点で設置した部品製造業者が特許の侵害責任を負うか否かが争点となった。

最高人民法院は、部品製造業者が提供する部品は完成品の主要部品であり、完成品の組み立てをも主導して行ったとして、部品の製造業者に対し完成品の製造販売の停止と、損害賠償とを命じる判決を下した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

烟台富士通上奇冷凍設備有限公司は「低温での冷媒交換ステーションの冷凍システム」と称する発明特許201410024785.6（785特許）を所有している。下記図に示す冷凍システムは、冷媒交換ステーション61を備える。



1 最高人民法院2025年6月12日判決 2023) 最高法知民終373号